

新会社法になって株式の種類が多くなり、将来の種々の問題に対処できるようになりました。

そこで、今回からは「株式のいろいろ」をシリーズでお贈りします。

株 式 I

新会社法では

9種類の株式に区分されました。(普通株式以外に)

- ①譲渡制限株式 ②議決権制限株式 ③配当種類株式
- ④残余財産分配種類株式 ⑤取得請求権付株式 ⑥取得条項付株式
- ⑦全部取得条項付株式 ⑧拒否権付株式(黄金株) ⑨役員選解任権付株式

しよっぱなは興味ある

⑧黄金株 (拒否権付株式) についてです。

— 黄金株主(1株でOK)の決議同意がないと否決される強力な株式です。 —

— 適用事例 —

c f. 父親経営者 → 長男に代表権(経営権)を譲り渡した。

でも父親は



黄金株によって長男が勝手に他社との合併や営業譲渡、会社分割や多額の借入れ等できないようにすることができます。

問題点 黄金株は、登記事項とされていることから第三者にはまる見えとなる。(長男が頼りないのでは等の評価をされるおそれあり。)

次回は⑨役員解任権付株式についてです。